平成 30 年 2 月長浜市教育委員会定例会 会議録

I 開催事項

1. 開催日時

平成30年2月22日(木) 午後1時30分~午後3時5分

2. 開催場所

教育委員会室(長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階)

3. 出席者

教 育 長 北川貢造

委 員 井関真弓(教育長職務代理者)

委 員 西橋義仁

委員 川口直

委 員 西前智子

委 員 廣田光前

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長 改田文洋

次長横尾博邦

次長兼教育総務課長事務取扱中川京之

教育改革推進室長 土田康巳

教育指導課長清水伊佐雄

すこやか教育推進課長 宮川尚久

すこやか教育推進課担当課長 大田久衛

幼児課長 堀浩次

教育センター所長 二矢清孝

学校給食室長兼長浜学校給食センター所長 金森和善

市民協働部生涯学習文化課長藤田輝雄

市民協働部生涯学習文化課副参事森徹

教育総務課長代理 今井健剛

教育総務課主査 大石文哉

6. 傍聴者

1名

Ⅱ 会議次第

- 1. 開 会
- 2. 議事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

日程第5 その他

3. 閉 会

Ⅲ 議事の大要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

- 会議録署名委員指名 井関委員、西橋委員
- 3. 会議録の承認

1月定例会

特に指摘事項はなく、会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長:本日は2点報告させていただきます。

まず1点目、文化財行政につきましては、啓発等々を市民協働部歴史遺産課に委任し、文化財の指定等々は同じく歴史遺産課で補助執行しておりますが、2月25日の市長選挙で、選挙権を持っている市民が投票に行くと、長浜城歴史博物館の入館料を19日から25日まで2割引きにするという方針が決定されました。新聞報道もされていたようですが、私はこれを先週の木曜日に知りました。私は、教育委員会が権限を持つ文化財行政として、このことはいかがなものかと思います。

教育基本法第 1 条では、人格の完成と国家社会の担い手を育てるという 2 つの教育目的を定めています。長浜市でも主権者教育を大変重視しており、小学校、中学校等でさまざまな形で行っております。そんなときに、投票すれば一定の利益を受けることができると周知することはいかがなものかと私は考えます。

博物館長に話を聞いたところ、日本遺産に指定された竹生島と菅浦の文化財

について博物館で公開しておられるのですが、より多くの市民に見ていただきたいという思いでそのように考えたということでした。市民協働部長と副市長にも話を聞きましたが、このことについては選挙管理委員会と話をしており、法律上の問題はないということで実施されたということでした。しかし、教育の立場からすると、これは非常に重要な問題を含んでおり、投票行動をすれば何らかの利益があると子どもたちに教えることはあり得ないと強く申し上げました。現在選挙期間中でありますので、新市長が就任されましたら、このことについては慎重に対応していただきたいと申し上げたいと考えております。委員の皆様にもご意見をうかがいたいと思います。

2点目に、滋賀県都市教育委員会連絡協議会並びに都市教育長会の平成 30 年度の会長及び事務局を長浜市が担当することになりました。なかなか事務量 も多く、また教育長をはじめ部長も出張等が非常に多くなります。近畿都市教 育長協議会の副会長、さらに全国都市教育長協議会の理事も担当するというこ とになっておりますので、来年は本市の教育行政事務だけではなく、県並びに 近畿、全国に本市の教育委員会が対応することになりますので、そのご予定を お願いします。

報告は以上です。

西橋委員:1点目の報告について、法律上の問題がなかったら何をやってもいいのかという問題でもあり、ご報告いただいたようなことをお話されたことは、非常によかったと思っています。このようなことは法的に問題がないとしても、いいとらえ方はされないと思います。その辺り、選管も上層部もよく考えて判断してほしかったと思います。

教育長:私も全く同様に考えております。今後そういうことがないように教育 委員会としても対応してまいります。

5. 議案審議

「議案第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案について」は、市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を招くおそれがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案について(会議非公開) 教育長は事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。 主な質疑応答は以下のとおり

廣田委員:学校エレベーター設置事業として 6,000 万円の予算がついていますが、この学校だけですか。ほかの学校で予定はありませんか。また、どうしてこの学校はエレベーターをつけないといけないのでしょうか。

- 中川次長:現在、小学校では 27 校中 13 校、率にしますと 48%、中学校では 13 校中 7 校で 53%にエレベーターがついており、今後もエレベーターを設置していくという方向性です。設置にあたっては優先順位があり、まず 3 階建てを優先、車いす等の対応がすぐに必要な場合はそちらを優先というところを総合的に判断しながら、選択していくという考えになっております。
- 西橋委員:教育指導課の学校支援事業について、要求額からかなり減額されていますが、13 中学校に新規に学校支援員を置くという部分が全て削られた結果で、他の臨時講師配置分は満額とれたということですか。

教育指導課長:はい、その通りです。

西橋委員: 去年から比べると、1 億 3,400 万円から 1 億 4,300 万円に増えていると判断してよろしいか。

教育指導課長:人的な予算につきましては、ほぼ同額です。

- 西橋委員:中学校全校に支援員を置くための予算を要求していただいたことは 非常にありがたいことですが、全校一緒にということがなかなかネックに なったのではないかと推察します。年度ごとに徐々に実施し、数年後に全校 に配置できるように予算要求をすると、少しは認められたという感覚はあり ませんでしたか。
- 教育指導課長:中学校に支援員を置く明確な意義を財政当局に示しましたが、 予算額の上限から、ほかの予算を調整しなければならないということでした ので、従前からの措置に関する予算を優先し、今年は見送ることにいたしま した。ただ、今年の状況を見て、課題のある学校への対策を考えてまいりま す。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり同意された。

議案第2号 長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の 一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

- 川口委員:法改正は、たしか昨年の4月1日に施行され、私も昨年11月の都市連協の学校運営協議会の部会で、県から丁寧に説明いただきました。4月1日から2月22日に至るまでにいろいろお考えもあったと思いますが、もう少し早くこういった情報を私どもにいただけたらと思います。
- 西橋委員:国で法律の改正が行われたので、それに基づいて市の規則を変えるという趣旨はよくわかるのですが、変えた前後でどのような影響があるのでしょうか。学運協に関しては、長浜市は早くから取り組んでおりますが、本当に規則を変える必要があるのか、お聞かせいただきたい。

教育指導課長:ご指摘のとおり、長浜市におきましては既に学校運営協議会が全ての小・中学校に設けられております。協議会は「学校」という形でございますけれども、規則の中では「学校及び園」と示させていただきました。 長浜市におきましては、今後は、その視野を広げていくという意味で改正をさせていただいたところです。

教育長:従前は「保護者及び地域住民等による学校運営への参画」となっていたところ、法律で新たに「保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力の促進や連携強化」と追加で規定されました。私なりの解釈ですが、保護者及び地域住民等による学校運営への参画というのは、かなり敷居が高いと文科省が認識したのではないかと思います。教育目標、方針、施策から全てにわたっていろいろな意見を賜っていくとすると、現場が少し動きにくいというのが全国的な意見だったのではないかと思います。そこで、参画まで行かなくても、いろんな形で学校教育に関わることで、交流の幅を広げていくことを進めていくことによって、学校運営協議会の設置につなげていこうと考えたのではないかと私は考えています。ですから、このことによって本市で特に何かが変わるということはないと思います。法改正に則って本市もつけ加えたと認識をしています。

それから、「指定」ではなく「設置」するということになりましたが、長 浜市では全ての小中学校に設置しております。

3番目は、学校運営協議会が全国的に設置されていったときに、学校運営で問題が起こってはいけないと非常に慎重に考えた結果、柔軟にいい形に持っていきたいという配慮で、その運営に適正を欠くと教育委員会が認識した場合には、指導を行うという文言を入れたのだと認識しております。これまで、長浜市の学運協から、学校運営について特段意見は上がっておりません。あとは文言の調整です。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

6. その他

(1) 学校訪問に関連して、教育委員から意見があった。

川口委員: 先日から学校を訪問させていただいておりますが、どの学校も本当に一生懸命頑張られておられ、子どもたちの健やかな育ちを見せていただくことができて喜んでいます。北郷里小学校を訪問した際、子どもたちも職員も元気よく授業を展開しておられましたが、以前に先生方がいろいろな掲示物を貼って、それを剥がすのを繰り返したせいか、校舎の壁が剥がれているのが目立ちました。子どもたちの教育環境を整えるということは本当に大事なことで、安全ももちろん大事ですが、子どもたちがどれだけ素晴らしくても、教員が頑張っていても、イメージ的に良くないと感じました。予算の都

合もあるので、何を優先していくかということは大事なことですが、そういったことで子どもたちや学校のイメージが悪くなっては元も子もないと思います。以前は、学校の職員が自分たちで釘を打ったり、板を張ったり、ガラスを入れたりしたこともありましたが、今、自分たちでやりなさいと言っても限度があります。できれば、細かい修繕もしていただけたらと思います。

教育長:北郷里小学校から、壁の修繕に関する要望は出ていましたか。

- 中川次長:学校を訪問した際に私も帯同しており、その際にお話をうかがい、内容を把握したところですが、その前に要望としてはいただいておりません。まずは安心・安全を確保することを優先しておりますが、今うかがったところについても検討してまいりたいと思います。
- 教育長:具体的に要望するのは校長の責任だと思います。法律上、校長は校務を 司り、所属職員を監督するもので、学校の環境、施設、設備の整備の責任と権 限は校長が持っています。ですから、施設の不備等について校長はしっかり要 望をしなければなりません。
- 井関委員:それぞれの学校に学校図書館司書を置いていただくようになって、学校を訪問させていただくと、校長をはじめ皆さんから、本当に子どもたちがよく本を借りるようになった、借りて帰るようになったなど、子どもたちが読書に親しむ環境が整ってきたというお話を耳にします。また、司書が市立図書館とのパイプ役になり、授業に必要な資料を取り寄せてくださることで図書館が学びの場にもなっており、本当にありがたく思うとともに、子どもの学習環境が整ってきたと思いますが、図書館を覗くと、なかなか蔵書が新しくなっていない、あるいは点検がされていないところが散見されます。

市立図書館では、蔵書点検の期間を設けられて、司書が点検・修繕しておられますが、学校図書館は長い間閉まっていたところもありますので、本が非常に古かったり、帳簿に書いてあっても実際はない本があったりもします。実際、私が読書ボランティアで関わらせていただいている学校には、すごい冊数の本があり、ボランティアで力を合わせて蔵書点検や修繕をしています。環境を整えるという意味で、建物ももちろんですが、子どもの学習に必要な図書も整えてほしいと思います。せっかく司書が入っていただいているので、点検等を進めていただきたいと思います。

- 教育指導課長:学校司書は、図書館の整備はもちろん、どういう本が今教科書に 関連しているのか、子どもの要求が大きいのかということも、実際に子どもた ちや教員に聞くなどして選定しております。また、図書ボランティアの方々に もいろいろなお声をいただいて、必要なもの、有効なものを随時選定していく ことにつきましては、今後の参考にさせていただきます。
- 井関委員:新しく本を買われる場合、蔵書数と指導数が非常に重要になると聞き ましたが、蔵書数が何万とある場合、新しく入る冊数が少なくなるのではない かと懸念しています。

教育指導課長:学校に必要なもの、子どもに有効なものはどんどん購入していき たいと思いますので、そのあたりも踏まえて、学校及び司書にも検討いただく ようお願いしたいと思います。

井関委員:選定だけではなく、古い本のあり方や、点検もお願いします。

西橋委員:生徒数に応じて国から図書費が割り当てられているのですが、これが 一般財源化してしまって教育委員会に下りてこないということが、最大の原因 だと思います。何年か前に県内各市の状況を調べてみましたが、ほとんどの市 で一般財源化しておられ、図書費が下りてきていない状況もありましたので、 国からの図書費を満額、教育委員会が確保していただきたいと思います。

教育指導課長:十分配慮した上で対応させていただきたいと思います。

教育長:読書教育及び学校図書館の活用は大変重要な案件だと認識しております。 ご指摘のことは、今後の本市に子どもたちの読書すなわち読む力、話す力、考 える力に不可欠だと思いますので、一層推進してまいりたいと考えます。

廣田委員:私も図書館をよく使います。長浜市だけではなく、彦根市や米原市なども利用していますが、知識は日進月歩しているので、古い本は間に合わないとつくづく感じます。書店に子ども向けの本がいろいろ置いてありますが、大人でも役に立ちます。今おっしゃっているとおり、新しい本に入れかえるということは本当に必要です。ぜひ、お願いします。

西前委員:私も学校を訪問させていただいて思うことですが、どの園も、小学校も中学校も、自尊感情が低い子どもがいるということが課題として挙げられていました。私は母親になったばかりの方を訪問することがありますが、これからどうやって子どもを育てていいのか不安に思っておられる方がいらっしゃいます。私としては、子どもをとても大事にしている気持ち、生まれてきてありがとうという気持ちを、保育園や幼稚園に行っても、小学校に行っても中学校に行っても、毎日、言葉や態度で伝えてあげてくださいと申しあげています。自尊感情が低い子どもと向き合ってそれを高めてくださっているのが園や学校の先生方だと思うのですが、自尊感情が低い保護者も多くいて、そこを支えていかないといけないと思います。子どもを連れて支援センター等にいかれる保護者もおられ、そこのスタッフが保護者を支える力になっておられると思うのですけれども、そういった方たちへの指導はどうされているのかと思います。

保健師、助産師、看護師等が新しく母親となった方を訪問していますので、 みんなで子どもも保護者も支えていけたらいいなと思います。

教育センター所長:教育センターでも、たくさんの保護者がカウンセリングを要望されています。まず母親の心が安定しないと子どもにいい影響を与えませんので、母親の気持ちを聞き、愛情をできるだけ具体的に話すようアドバイスすることを心がけています。電話相談を受ける環境もできておりますが、要望があった方や、また学校から紹介のあった子どもの家庭に入っていくという部分での対応になりますので、全ての家庭にはなかなか行けませんが、これから保

護者へ広げていく上では考えていかなければならないと思います。

- 教育部長:今ご指摘いただいた点は、本市の子育て支援と全く合致するところが ございますので、事務局を通してご意見を伝え、提供できる施策があれば、次 回ご紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (2) 生涯学習文化課長から、長浜市生涯学習社会づくり基本方針に関して教育 委員から指摘されたことについて、資料に基づき説明があった。
 - 西橋委員:通学合宿に関する資料の中に、「一方で、子どもの自立や協調性を 涵養するという意欲のある地域を応援していくこと」とあります。その意欲 のないところをどう指導していくのかということも問題だと思います。例え ば、一定期間継続しておられるところは、地域の大きな事業の一つとして捉 えておられ、問題なく続くと思いますが、1年目に補助金を受けても2年目 からやっておられない団体もあります。こういうところがなぜ続かなかった のか検証し、課題を整理しておくことが必要ではないかと思います。今のと ころどのような課題があるかうかがいます。
- 生涯学習文化課長:ご指摘のように、補助が終了した後も継続して事業を実施 しておられる団体を除いて、補助期間満了前に事業を終えておられる団体に 確認をしたところ、問題は費用ではなく人員にあり、人的支援や事務手続の 簡略化についてご要望をいただきました。取組を継続していただけるよう、 この辺りについても、何らかの指導や支援を検討してまいりたいと思ってお ります。

また、継続されている団体からも、昨今は衛生面の問題で布団や枕、シーツ 等寝具の調達や風呂の手配が難しくなっていると聞いております。寝具につい ては、従前は市で一定数を用意していましたが、現在はレンタル業者を紹介す る形になっております。各団体の必要に応じた形でアドバイスさせていただき たいと思っております。

さらに、事業の啓発について新たな取組を検討しております。事業をしっかりと根づかせるためにも、平成 30 年度はこれまで以上に啓発を丁寧に行ってまいりたいと考えています。

- (3) 教育指導課長から、学校経営管理計画に関して教育委員から指摘されたことについて、資料に基づき説明があった。
- 西橋委員:県から、管理計画に記載することの例が示されていますが、これは どの程度の強制力があるのでしょうか。滋賀県同和教育基本方針は昭和 47 年 に策定され、平成4年に改訂されてからはずっと改訂されていません。「就 学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において同和教育を推 進する」とありますが、県教委が出している教育行政方針施策にも、「人が 輝く人権教育」という資料にも同和教育という文言は出ていません。そして、

長浜市でも教育行政方針に同和教育という文言は出ていません。なのに、管理計画には同和教育主任を記載するというのは矛盾しているように感じます。

今回報告いただいた方針では、人権教育推進主任及び同和教育主任を平成30年度の学校経営管理計画に位置づけると言い切っていますが、この2つに絞ってしまうのではなく、「人権・同和教育主任」のような言い方を柔軟に認めていくことはできないでしょうか。県教委の指導に則るというのも一つの考え方かもしれませんが、いかがお考えでしょうか。

- 教育指導課長:県に確認した結果このように指導を受けましたので、平成 30 年度はこの表記を学校に周知していこうと考えております。ただ、その後につきましては、ご指摘いただいたことについて協議を進めていく必要があると考えております。
- 西橋委員:この方針は事務局で決定されたものですか。市としても、県の指導のとおり学校現場に指導していくということでしょうか。現状を見てみるとそれは少し行き過ぎではないかと思います。どの資料を見ても、滋賀県同和教育基本方針の中にしか同和教育という文言は出ていません。長浜市においても、ほぼ「人権教育」という言葉に置きかえられてきていると思います。全国的な取組も、「人権・同和」というタイトルに変わってきていることからして、このような表記も認めるべきではないかと私は思います。
- 教育指導課長:表記について、再度県に確認させていただきたいと思います。 人権教育推進主任及び同和教育主任を兼任することは県も当然認めております が、同和教育という言葉を残すという意味なのか、別に表記するということな のか再度確認して、次の定例会で報告させていただきたいと思います。
- 西橋委員:同和教育の人員を配置していると説明の中にありましたが、これはど のような人員ですか。
- 教育指導課長:同じ教職員が人権教育も同和教育も兼任しても良いということで、 校務分掌に主任を位置づけています。県からは同和という表記は残すよう指導 されていますが、表記について再度確認させていただきます。
- 教育長:再度、しっかりと確認して、長浜市としての方針を出していきたいと思います。

人権教育は同和教育も含むことは歴史的にも実態的にもそうだと思います。 同和行政が一般行政に転化し、同和教育も人権教育の中でやっていくというこ とになったととらえています。そこで、法律、文科省令、市条例や教育委員会 規則等で、学校に置くべき主任名が決まっているのかどうか確認してみます。 校務分掌は、法律等々に指定されていない限り学校で独自に設定してよいとい うのが本来のあり方ですから、名称がいろいろあってもいいのではないかと思 います。あるいは、必要ない主任は置かないこともあります。例えば、中学校 には進路指導主任がありますが、小学校にはではキャリア教育主任という名前 になっているところもあります。それぞれの学校で判断していいと思いますが、 もう一度整理して明確にしていきたいと思います。

西橋委員:県へ問い合わせていただく際に、「人権・同和教育主任」という表 記ではいけないのかということも聞いていただきたいと思います。

8. 閉会

教育長から閉会の宣言があった。